



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査(令和4年)
Author(s)	谷川, 和幸
Citation	知的財産法政策学研究, 72, 319-367
Issue Date	2026-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99974
Type	departmental bulletin paper
File Information	72-09-Tanikawa.pdf



東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係 民事判決全件調査(令和4年)

谷 川 和 幸

1. はじめに

前稿まで¹⁾に引き続き、本稿では令和4年中に東京・大阪以外の地方裁判所で判決によって終局した知的財産権関係民事事件²⁾の判決(以下単に「知財判決」という)を全件調査した結果を報告する。

前稿までで明らかにしたとおり、東京・大阪以外の地方裁判所の知財判決が裁判所ウェブサイトに掲載される割合は極めて低い。令和4年についていえば、本稿で紹介する27件の判決の中で裁判所ウェブサイトに掲載されているものは0件である。商用データベースに掲載されているものは5件あるが(うち2件は判例時報登載)、その余の22件はそこにも掲載されていない未公開判決となっている。筆者はこのような未公開判決の中にも法的に重要な判断をしたものが埋もれているのではないかと考え、最高裁判所事務総局を通じて事件番号リストを入手し、各地の地方裁判所で訴訟記録の閲覧(民事訴訟法91条)をすることにより、未公開判決の調査を行ってきた³⁾。なお、前稿の執筆過程で、入手した事件番号リストが全国の知財事件(とりわけ発信者情報開示請求事件)を網羅でき

¹⁾ 谷川和幸「知的財産権関係民事判決の公開状況について―東京・大阪以外の地方裁判所の令和元年知財判決全件調査―」知的財産法政策学研究 65号(2022年)1頁、同「東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査(令和2年)」知的財産法政策学研究 68号(2023年)31頁及び同「東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査(令和3年)」知的財産法政策学研究 71号(2025年)29頁。

²⁾ ワ号事件を指す。したがって行政事件や地方裁判所の控訴事件などは含まない。

³⁾ 谷川和幸「知られざる未公開判決の世界」コピライト 778号(2026年)2頁もあわせて参照。

ているわけではないことが判明した⁴。そこで本稿では、この事件番号リストを基本としつつも、そこから漏れている知財判決として知り得たものがあればそれを補完して紹介することとした(そのため、以下で紹介する事件数は裁判所の公式統計とは一致しなくなっている)。

本稿では令和4年の1年間を対象に、商用データベース掲載判決5件及び未公開判決22件の計27件について、事案の概要と判旨を、簡単なコメントとともに紹介する。

2. 令和4年の知財判決の紹介

(1) 概要

令和4年の1年間に全国の地方裁判所で判決によって終局した知的財産権関係民事事件は、事件番号単位で276件存在する⁵。次の表は裁判所ごとの既済事件数、裁判所ウェブサイトでの公開数(いずれも事件番号単位)及び公開率をまとめたものである。

《表1》地方裁判所ごとの既済事件数、公開数及び公開率(令和4年)

裁判所名	既済事件数	裁判所ウェブサイトでの公開数	公開率
東京地裁本庁	208	173	83.2%
横浜地裁本庁	2	0	0%
さいたま地裁本庁	2	0	0%
さいたま地裁川越支部	1	0	0%
静岡地裁本庁	1	0	0%
長野地裁上田支部	3	0	0%
大阪地裁本庁	33	27	81.8%
京都地裁本庁	4	0	0%
神戸地裁本庁	2	0	0%
大津地裁本庁	1	0	0%
名古屋地裁本庁	1	0	0%
津地裁本庁	1	0	0%
岐阜地裁本庁	1	0	0%

⁴ 谷川・前掲注1(令和3年)32頁注6参照。

⁵ 前述のとおり筆者が補完した数値である。最高裁判所事務総局行政局「令和4年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報75巻10号(2023年)1990頁は284件としており、筆者が最高裁判所から情報提供を受けた後に元データが更新されているようである。

金沢地裁本庁	1	0	0%
広島地裁福山支部	1	0	0%
福岡地裁本庁	7	0	0%
熊本地裁本庁	2	0	0%
那覇地裁本庁	1	0	0%
山形地裁本庁	1	0	0%
札幌地裁本庁	3	0	0%
合計	276	200	72.5%
(うち東京・大阪以外)	35	0	0%

全体での公開率は7割を超えているが、東京・大阪以外の地方裁判所に限れば0%であり、全く公開されていないことが分かる。これまで令和元年以降の公開状況を調査してきたが、0%となったのは本年が初めてである。前稿までで明らかにしてきたとおり、東京・大阪ではほぼ全件公開が実現されているのに対し、それ以外では広く報道された事件を除き基本的に公開されないという二極化が起こっている。この傾向は本年についても同様といえる。

筆者が最高裁判所事務総局から提供を受けた事件番号リストに基づき、そこから漏れているものを補完した結果によれば、令和4年の東京・大阪以外の地方裁判所の知財判決は、上記表1のとおり35件(事件番号単位)存在する。しかしこのうち3件は本稿では取り上げず⁶、また複数の事件が併合されて1通の判決書で処理されているものが数件あることから、本稿で取り上げる判決の数としては27件となる。

⁶ 取り上げない事件は以下のとおり。①被告が第三者と契約を締結したことが、原告の営業秘密(当該第三者が契約相手を探していたという情報)の不正使用であると主張して損害賠償等を請求した事案。当該情報が営業秘密に該当することの主張立証がなく、それどころか当該第三者のウェブサイトにおいて契約相手を探している旨が告知されていたとの証拠に基づいて簡単に請求が棄却された事件であるため、本稿では取り上げない(福岡地裁令和4年2月21日判決)。②原告会社がその元取締役に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案。訴状の段階では不正競争行為が主張されていたが、その後、この主張を含まない形で争点整理がされた。判決段階では知的財産法に関する争点を含まないため、本稿では取り上げない(京都地裁令和4年4月13日判決)。③ラーメン店のフランチャイズ契約の終了に基づく標章の使用差止等請求の事案。被告の欠席により擬制自白が成立し、調書判決により請求が全部認容された(札幌地裁令和4年10月18日判決)。

以下に紹介する 27 判決の内訳を、そこで問題となった知的財産の種類と本稿における紹介番号を含めて整理すると、次表のとおりである。

《表 2》東京地裁及び大阪地裁以外の地方裁判所の令和 4 年知財判決の内訳

裁判所名	件数	知的財産の種類	本稿での番号
横浜地裁本庁	2	著作権(侵害訴訟等) 2 件	【15】【18】
さいたま地裁本庁	1	不正競争(営業秘密)	【5】
さいたま地裁川越支部	1	特許権	【27】
静岡地裁本庁	1	不正競争(営業秘密)	【7】
長野地裁上田支部	1	不正競争(営業秘密)	【6】
京都地裁本庁	3	不正競争(商品等表示) 1 件 著作権(侵害訴訟等) 2 件	【1】 【12】【14】
神戸地裁本庁	2	商標権 1 件 特許権 1 件	【25】 【26】
大津地裁本庁	1	著作権(侵害訴訟等)	【13】
名古屋地裁本庁	1	著作隣接権(開示請求)	【21】
津地裁本庁	1	著作隣接権(開示請求)	【22】
岐阜地裁本庁	1	不正競争(信用毀損)	【9】
金沢地裁本庁	1	著作権(侵害訴訟等)	【17】
広島地裁福山支部	1	著作権(侵害訴訟等)	【20】
福岡地裁本庁	5	不正競争(商品等表示) 1 件 不正競争(営業秘密) 1 件 著作権(侵害訴訟等) 2 件 商標権 1 件	【2】 【8】 【10】【11】 【24】
熊本地裁本庁	1	不正競争(営業秘密)	【4】
那覇地裁本庁	1	著作隣接権(侵害訴訟等)	【16】
山形地裁本庁	1	不正競争(商品等表示)	【3】
札幌地裁本庁	2	著作権(侵害訴訟等) 1 件 著作権(開示請求) 1 件	【19】 【23】
合計	27	不正競争 9 件 うち商品等表示 3 件 営業秘密 5 件 信用毀損 1 件 著作権・著作隣接権 14 件 うち侵害訴訟等 11 件 開示請求 3 件 商標権 2 件 特許権 2 件	

著作権・著作隣接権が問題となった事件が 14 件と最も多く、うち 3 件が発信者情報開示請求事件である。侵害訴訟等の中では、動画内ナレー

ションについて実演家の権利の侵害を主張した【16】や、ミッキーマウスの著作権保護期間が満了していることを確認しようとした訴えが却下された【18】が目を惹く。

次に多いのが不正競争が問題となった事件で、9件ある。このうち半数以上が営業秘密事案である。領得を認定しつつ使用・開示の立証がないとした【6】や、「示された」要件を満たさないとした【8】などが注目される。

最後に商標権と特許権に関する事件がそれぞれ2件ずつある。【25】は商標の先使用権者に対する混同防止表示付加請求が認められた珍しい事例である。他方、特許権に関する訴えは民事訴訟法6条1項により東京・大阪の専属管轄となっているので、本来であれば東京・大阪以外の裁判所の判決を対象とする本件調査には現れないはずであるが、2件ある。このうち1件(【26】。判例時報登載)ではまさに同項にいう「特許権……に関する訴え」の解釈が問題となり、神戸地裁の本案判決が管轄違いを理由に控訴審で取り消され、大阪地裁に移送されている。

以下では、商用データベース掲載判決5件(【3】【13】【15】【17】【26】)も含めた全27件につき、未公開判決(22件)を中心に全件紹介する。なお前稿までと同様、[判旨]として紹介している内容のうち、カギカッコで括った数行程度の短い文章は判決文の重要部分に限って書き写したものであるが、それ以外の部分は閲覧の際のメモに基づいて筆者が再構成したものであり、必ずしも判決文の言い回しそのものではないことに注意されたい。また、個人名や法人名は原則としてXやYといった仮名にしたが⁷、その他の固有名詞や標章を全て仮名化しているわけではない。これは例えば商標の類否が問題となっている事案において当該商標まで仮名にすると判決の紹介として意味をなさなくなってしまうためである(裁判所ウェブサイトにおいて公開されている判決においても、このような固有名詞や標章まで仮名化されているわけではない)。

⁷ ただし極めて著名な法人であって、事案との関係で仮名化することに意味がないと考えられる場合には仮名化していない。とりわけ、特定デジタルプラットフォーム提供者(デジタルプラットフォーム取引透明化法4条)又は大規模特定電気通信役務提供者(情報流通プラットフォーム対処法20条)に指定されている法人については、その著名性と社会的役割に鑑みて、仮名化しないことを原則とした。

(2) 不正競争防止法に関する事件(9 件)

まずは不正競争防止法に関する事件から、不正競争の類型ごとに、判決年月日順に紹介する。

(2-1) 周知表示混同惹起行為(1 号)・著名表示冒用行為(2 号)

【1】京都地裁令和4年2月16日判決(不正競争行為差止等請求事件)

〔事案の概要〕

原告X社はシャンパン等の製造・販売等の業務を行うフランス法人であり、シャンパンに「MOËT & CHANDON」(モエ・エ・シャンドン)との標章(X標章)を付して日本を含む世界各国で販売している。被告Y社は、一部に「MOET」を含む名称(Y表示)を店名に付して接待飲食店を運営するとともに、一部に「moet」を含むドメイン名を取得して使用している。

そこでXが、Yの行為は不正競争防止法2条1項1号又は2号及び19号の不正競争に当たるとして、飲食店の施設や役務の広告等に「MOET」等の表示を使用することの差止め、ウェブサイト等からの表示の削除等、ドメイン名の保有・使用の差止め及び損害賠償を請求した。

〔判旨〕 請求認容

裁判所は、「MOËT & CHANDON」の売上や日本における販売の歴史等の証拠に基づいてX標章の周知性・著名性を認めた。そしてY表示の要部は「MOET」であるとした上で、XYともにアルコール飲料に関する商品や役務を提供していることなどから、Y表示の使用は、それがXの商品又は営業であることや、Xと緊密な関係があることなどを誤信させるおそれがあるとして1号又は2号の不正競争の成立を認めた。

また「moet」はXの特定商品等表示であり、これとYのドメイン名が類似しており、X標章の「周知性に鑑みれば、Yには不正の利益を得る目的があったと推認するのが相当である」として19号の不正競争にも当たると判断した。

損害賠償についても、Yの売上の10%が使用料相当額であるとするXの主張のとおり算定を行い、これに弁護士費用相当額を加算した請求を全部認容した(確定)。

〔コメント〕

「MOËT & CHANDON」という世界的に有名なシャンパンの名称が周知又は著名な商品等表示だと判断された事例である。ただし本件で請求が全部認容されたのは、Yがほとんど実質的な反論を行わなかったという訴訟経緯によるところが大きいと思われる。

なお本件訴訟に先立って、YはY表示について商標登録出願を行い、一度は設定登録されたものの(商標登録第 6030384 号)、後にXからの異議申立てにより、商標法 4 条 1 項 15 号該当を理由に商標登録が取り消されている(異議 2018-900152)。

【2】福岡地裁令和4年6月10日判決(不正競争行為差止等請求事件)

〔事案の概要〕

原告X社は溶接・溶断機器の輸出入及び販売等を目的とする会社であり、ガソリンと酸素を用いて鉄などの金属を溶断(高温で溶かしながら切断)する溶断機(X各商品)を中国から輸入して日本国内で販売している。

被告Y社も同じ用途の機器(Y各商品)を中国から輸入して日本で販売している。X各商品とY各商品の形態が実質的に同一であることについては争いがない。

Xは、X各商品の形態がXの周知な商品等表示であることを前提に、Yはこれと実質的に同一の形態の商品を販売して混同を生じさせたとし、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、3 条 1 項、2 項及び民法 709 条に基づき、Y各商品の販売等の差止め、廃棄及び損害賠償を請求した。本件の主たる争点は、X各商品の形態がXの商品等表示として周知であるといえるかである。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は「商品の形態は、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的機能を有するに至る場合がある」と述べて、そのためには特別顕著性と周知性が要件となることを示した⁸。

⁸ 本判決が示した各要件の具体的内容は、例えば知財高判平成 24 年 12 月 26 日判時 2178 号 99 頁〔眼鏡型ルーペ〕が判示した「①商品の形態が客観的に他の同種商

その上でX各商品がこれらの要件を満たすかを検討した。まず特別顕著性について、他社の同種製品も基本構成は同様であることや、X各商品の切断トーチの形態はJIS規格に基づくアセチレンガス溶断機と類似していることなどを指摘し、特別顕著性は認められないと判断した。さらに周知性についても、長期間独占的に販売したとは認められないことから、二次的機能を有するに至ったとは認められないと判断した。

したがってXの請求は棄却された(Xの控訴取下げにより確定)。

〔コメント〕

商品の形態が商品等表示と認められるためには特別顕著性と周知性を要するという通説的見解を採り、具体的事案の下でいずれも認められないとした一事例である。

【3】山形地裁令和4年10月25日判決(不正競争行為差止等請求事件)

商用データベースに掲載されている判決であり(2022WLJPCA 10256005、D1-Law 28310067、判例秘書 L07750994)、簡単な紹介にとどめる。「元祖佐藤錦」という商品表示を用いてサクランボを生産販売していると主張する原告が、同じく「元祖佐藤錦」という表示を用いてサクランボを生産販売する被告らに対し、不正競争防止法2条1項1号又は2号及び3条に基づき表示の使用差止め等を求めるとともに、被告会社のウェブサイト上の元祖に関する紹介文章が原告に対する営業誹謗行為(同項21号)に当たるとして同様の請求をした事案である。

裁判所は、原告が販売するサクランボの固有の商品名として「元祖佐藤錦」という表示が使用されていた事実は認められない(「元祖」という表示が使われている場合でも、それはゆかりを示す宣伝文句以上のものではない)として、商品表示該当性を否定した。また、ウェブサイト上の紹介文章によって原告が「元祖」を名乗ることに支障が生じるとは解されない

品とは異なる顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、かつ、②その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により(周知性)、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること」というものと全く同じである。

として、営業誹謗行為にも該当しないと判断した。したがって原告の請求はいずれも棄却された。

佐藤錦を交配育成した者とその名付け親とが異なり、本件の被告は前者の関係者、原告代表者は後者の親族のようである。両者の間でどちらが「元祖」を名乗れるかについて争いになった事案といえる。

(2-2) 営業秘密(4～10号)

【4】熊本地裁令和4年5月18日判決(損害賠償請求事件ほか)

〔事案の概要〕

原告X社は株式スクールを運営している。被告Y1はXの元従業員であり、同スクールで講師を担当していた者である。Y1はXを退職し、同じく株式スクールを運営する被告Y2社に転職した。これに伴い、数名の受講生がXからY2に移った。

そこでXが、Y1に対し、①X・Y1間の競業避止合意の違反(債務不履行)を理由に損害賠償を、また②Y1がXの営業秘密である受講生情報を不正に使用して受講生をY2に入会させたことが不正競争防止法2条1項7号の不正競争に当たるとして同法4条に基づき損害賠償を請求した。XはY2に対しても、③競業避止義務違反や不正競争についてY1との共同不法行為や教唆に当たるとして、また④Y1から不正に開示されて取得した受講生情報を使用したことが同法2条1項8号の不正競争に当たると主張して、同額の損害賠償を請求した。

本件の主たる争点は、競業避止合意の有効性と、不正競争の成否である。

〔判旨〕請求棄却

裁判所はまず一般論として、競業避止合意は労働者の退職後の職業選択の自由や営業の自由を過度に制限する危険性があることから、会社の利益確保の必要性、労働者の会社における地位・立場、競業行為の制限の期間、区域、職種、代償措置の有無・内容等を総合考慮してその有効性を判断すべきだと判示した。その上でX・Y1間の競業避止合意について、Xにとっての利益確保の必要性が高いことや、期間(2年間)、区域(九州内)などの限定があることから公序良俗に反しないとしてその有効性を認めた。しかし数名の受講生がXからY2に移った理由は、例えばX

の授業内容への不満など様々な事情があり、Y1が勧誘したとは認められないから、競業禁止合意違反によってXに具体的な損害が発生したとまでは認められないとして①の請求を棄却した。

不正競争防止法2条1項7号については、Xは受講生名簿を鍵付きのキャビネット内に保管し、エクセルデータはログインパスワードが付されたパソコンに保存して管理していたところ、Y1は鍵の置き場所やパスワードを知られておらず、持出しが可能であったとは考え難いから、同号にいう「営業秘密を示された」には該当しないと判断した。また仮にこれに該当するとしても、Y1がこの情報を使用・開示して受講生を勧誘したとは認められないとして、②の請求を棄却した(②を前提とする④の請求も棄却)。

Y2に対する③の請求についても、競業禁止合意違反や不正競争を共同・教唆した証拠はないとして棄却した(確定)。

[コメント]

Xは受講生情報の秘密管理性を主張するために、鍵付きのキャビネット内に保管していたことやログインパスワードが付されたパソコンに保存していたことを主張し、これが認められたものの、Y1は鍵の置き場所やパスワードを知られておらず、当該情報にアクセスすることができなかったことから「営業秘密を示された」とはいえないと判断された。

Y1の転職に伴って受講生もY2に移ったという事実が仮にあったとしても、それが営業秘密の不正使用に基づくものであることの立証にはなお困難を伴うことを示す事例である。

【5】さいたま地裁令和4年7月6日判決(損害賠償等請求事件ほか)

[事案の概要]

原告X社は、災害等発生時に必要となる物資等に関連する商品(防災関連商品)をその製作者から仕入れて顧客(地方自治体等)に販売する事業を行っている。被告Y1社もこれと同様の、防災関連商品の仕入れ・販売業務を行っている。被告Y2ないしY5はXの元従業員であり、いずれもXを退職後、Y1に入社した。

Xは、Xの仕入先の業者名、Xの販売先の顧客名、Xの標準仕入価格、

Xの標準販売価格、入札案件に係るXの標準的な利益率に関する情報(本件情報)が営業秘密であり、Yらがこれを不正に使用・取得したと主張して、不正競争防止法2条1項7号・8号及び4条に基づき損害賠償を請求した(退職金返還請求も併合されているが、省略する)。

本件の主たる争点は、営業秘密該当性である。X社内の業務分担として営業担当と総務担当が分かれていたところ、Y2らはいずれも営業担当の従業員であった。営業担当は顧客に架電・訪問して営業を行い、見積書を作成する。総務担当は経理、発注依頼票・請求書の送付、在庫管理などを行う。Xのサーバ内のデータベースでは営業担当と総務担当でアクセスできるデータベースを異にされており、総務担当のみがマスター情報にアクセスできる。総務担当が業者名、担当者名、連絡先、仕入先業者の標準販売価格、Xにおける標準販売価格などを入力し、Xのサーバに保存することとなっていた。また見積書や発注依頼票などは紙媒体でも作成されていたところ、「社外秘」等の印字はなかった。

〔判旨〕請求棄却

Xは、サーバ内のデータベースにおいてマスター情報へのアクセス権限が、営業担当と総務担当で分離されていると主張した。しかし裁判所は、営業担当においても、本件情報を閲覧するに際してパスワードを入力することを必要とされたり、担当者以外は閲覧することができないなどの制限を受けたりすることなく、同システムを利用して本件情報を利用する形で見積書等を作成することができたことから、Xの従業員であれば誰でも、その業務を遂行する過程で、本件情報に自由にアクセスすることができる状態であったと認定した。

紙媒体の情報についても、社外秘としてその持出しを厳禁し、そのことを従業員に周知していたなどの事情を具体的に認める証拠は見当たらないと述べた。

またXは、入社時、退職時に秘密保持合意を行っていたと主張したが、裁判所は、いかなる情報が対象となるかが不明確であり、結局はXの保有する情報のほとんど全てを対象としていると解さざるを得ないことから、営業秘密とそれ以外の情報が区別して管理されていることを従業員が認識し得たというには無理があると判断した。

以上から、営業担当において本件情報が秘密として客観的に認識できる状態であったとは直ちには言い難いとして、秘密管理性の要件を欠くことから営業秘密に該当しないと結論付けた。

さらに念のため、営業秘密の「使用」があったかどうかについても検討し、防災関連商品やその製造者の情報はインターネットで入手できることなどから、Y1 が本件情報を使用して取引先と交渉したと直ちに考えることは困難であるとも判示して、X の請求を棄却した。

これに対しXが控訴したが、控訴審(東京高裁令和5年1月18日判決⁹)も原判決を引用して控訴を棄却した。控訴審判決は、原判決の「本件情報が秘密として管理されていたということはできない。」という判示部分の直後に、「(なお、以上のとおり、本件情報の中にXにとって営業秘密として保護すべき情報が含まれており、これを使用したことによって何らかの営業上の損害を生ずることがあったとしても、Y従業員らにおいて、当該情報がXにとって営業秘密として保護すべき情報であるか否かを的確に判断できなかったとしてもやむを得ないものというべきであるから、Y従業員らにおいて、不競法4条の『故意又は過失により不正競争を行った』ものとも認められない。)」との判断を付加している(確定)。

[コメント]

営業秘密の秘密管理性要件が否定された一事例である。仮に営業秘密であるとしても、「使用」の認定ができないことや、(控訴審判決において傍論的に)従業員の「故意又は過失」が否定されることもあわせて判示されている。

なお上記では紹介を省略した退職金返還請求についても、労働者のそれまでの勤続の功を抹消又は減殺されるほどの著しい背信行為があったとはいえないとして棄却されている。

【6】長野地裁上田支部令和4年8月26日判決(損害賠償等請求事件ほか)

[事案の概要]

原告X社は建設機械等の開発設計、製造、販売等を行う会社である。Xにおいて技術部長等を歴任し、定年退職後も引き続き嘱託職員として

⁹ なぜ知財高裁に回付されなかったのかは不明。

勤務していた訴外Aは、Xの主要な従業員を引き抜き、Xと競業する新会社を設立する計画を立案した。この新会社の代表取締役には訴外B社の代表取締役が就任することが計画されており、Aは同人と連絡を取り合っていた。Aはこの計画を複数のX従業員らに打ち明けて、Xを退職するように勧誘した¹⁰。

Aからの勧誘を受けてXを退職した元従業員Y1 ないしY3 が本件訴訟の被告である。YらはいずれもXを退職後、Bに入社した。Bは建設機械等のレンタルや中古販売を行っているが、新規の製造開発は行っていない。なお、証拠によっても、実際に新会社が設立されたか否かは明らかでないとされている。

Xが問題視したYらの行為は以下の3つである。第1に、YらがAと共謀して、その他のX従業員に対しても退職勧誘を行い、多数を退職させたこと(不法行為又は債務不履行)。第2に、Y2 がAと共謀して、Xの営業秘密を持ち出し、図利加害目的で使用・開示したこと(不正競争防止法2条1項7号)。第3に、Yらが退職時に提出した誓約書に競業禁止義務の定めがあるところ、Yらは同義務に違反してBに入社して競業行為を行ったこと。Xは上記第1及び第2を理由にYらに対し損害賠償を請求するとともに、第3を理由に競業行為の差止請求を行った。以下では第2及び第3の点を取り上げる。

Xが営業秘密だと主張した情報(本件情報)は、治具の図面、設計標準、塗装や溶接作業といった生産技術のマニュアル等のPDFデータである。Y2は持出しの事実自体は争わないものの、本件情報を第三者に開示する意図はなく、在職中に従事した業務への愛着や、後日自分で見返すこともあり得ることから、手元に置いておきたいと思って持ち出したと主張して、図利加害目的の有無を争った。また、持出しに気付いたXが、持出し日の約1か月後にY2に対して内容証明郵便で警告書を送ったことを受けて、媒体ごと焼却処分したとも主張した。本件の主たる争点は、Y2に7号の不正競争が成立するかどうかである。

¹⁰ XはAを被告とする別訴も提起しており、その判決においては、Aが行った引抜きが社会的相当性を逸脱した勧誘行為として不法行為かつ債務不履行に該当するとして、損害賠償請求が一部認容された。この判決については次稿(令和5年)で紹介する。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は、本件情報はコンピュータ内のアクセス制限のあるフォルダに保管されていたところ、Y2はXを退職する直前に、アクセス権限を持つ従業員に依頼して、USBメモリにコピーしてこれを自宅に持ち帰った事実を認定した¹¹。しかしBは建設機械等の新規製造開発を行っていないのでXと競業関係に立つ会社ではないことを踏まえ、Y2がBを含めた第三者に本件情報を開示したことを認めるに足る証拠はなく、Y2が独自に本件情報を使用したことや本件情報を通じた利益を得たことを認める証拠はなく、その推認もできないと判断した。したがって、仮に本件情報が営業秘密に該当するとしても、Y2が図利加害目的でこれを使用又は開示したとは認められないと結論付けた。

また競業避止義務に基づく差止請求についても、BはXにとって競業会社に当たらない(むしろXが製造開発した機械等を購入する取引先である)ことを理由に請求を棄却した(確定)。

〔コメント〕

情報を記録したUSBメモリを自宅に持ち帰った事実が認定されているにもかかわらず、その使用・開示の立証がなく、推認もできないとして損害賠償請求が棄却された事例である。Y2はAの計画に賛同してXを退職していることから、Xと競業する新会社において本件情報を使用する目的で持ち出したのではないかと疑われるところであり¹²、仮にそうだとすれば、領得の時点での図利加害目的(不正競争防止法21条2項1号)は否定しづらいようにも思われる¹³。それにもかかわらず損害賠償請求が

¹¹ Y2自身もアクセス権限を有していたようであり、「示された」要件については争点となっていない。なおY2の本人調書によれば、Y2は、自分自身で資料をコピーしたのであって、他人には依頼していないと述べている。また証拠提出されたアクセスログにもY2のIDを用いてアクセスした記録が残っている。判決も依頼されたとする従業員を特定していない。このようなことから、誰がコピーしたのかの認定については疑問が残る。しかしいずれにせよ、Y2が本件情報の入ったUSBメモリを自宅に持ち帰ったこと自体には争いはない。

¹² 実際、Aを被告とする別訴(注10参照)の判決では、Y2は新会社で利用するために本件情報を持ち出した可能性を否定できない旨が判示されている。

¹³ 最決平成30年12月3日刑集72巻6号569頁〔日産自動車〕参照。

否定されたのは、Aの計画通りに新会社が設立されたとは証拠上認定できず、Y2が実際に入社したBは建設機械等の新規製造開発を行っていないので、持ち出した情報をそこで活用する見込みがないという事情によるものであろう。つまり(領得行為ではなく)現実の使用・開示行為を7号が要求していることが、損害賠償による救済を阻む壁となっていることを示す事例といえる¹⁴。

【7】 静岡地裁令和4年9月16日判決(損害賠償請求事件ほか)

〔事案の概要〕

本訴と反訴からなる事件である。本訴は原告X社がその元従業員である被告Yに対し、営業秘密の窃取(不正競争防止法2条1項4号)と競業避止義務違反を理由に損害賠償を請求した事件である。反訴はYがXに対し、主位的に退職金の支払いを求め、予備的に後述のXの各行為が不法行為及び同項21号の信用毀損行為に当たるとして損害賠償を請求した事件である。

Xは肥料や農薬等の園芸用品を販売する会社である。YはXの営業部長として勤務していた者であり、平成31年1月に本件誓約書に署名押印した上で、同年4月にXを退職した。本件誓約書には営業秘密を持ち出さないこと、使用又は開示しないことに加え、1年間の競業避止義務の規定があった。しかしYはXを退職後、競業行為を行った。

Xが営業秘密だと主張する本件情報は、Xの顧客に関する各種情報(連絡先、土壌分析データ等)である。Xの主張によれば、これらの情報は紙のファイルとして収納棚に保管されるとともに、パソコン内にデータとしても保管されていた。Xは、Yが退職直前の休日早朝にX事務所に立ち入ってこれらのファイルとデータを持ち出したとして、令和元年10月になって、窃盗と建造物侵入を理由に刑事告訴をした。これを受けて令和2年1月、Yの事務所兼自宅において警察による搜索差押えが行われた(もっともXが主張するようなファイル等は発見されなかったようであり、

¹⁴ 仮にXが使用・開示行為の差止請求をしていれば、既に焼却処分したので侵害のおそれはないとするY2の主張が容れられない限りは、請求が認められた可能性がある(大阪地判平成29年10月19日裁判所ウェブサイト(平成27年(ワ)第4169号)〔アルミナ繊維〕参照)。

搜索差押えから 2 年経っても刑事手続の進展はない)。さらに X は本件情報の証拠保全の申立てや債権仮差押えの申立ても行った。そして令和 3 年に本訴を提起した。

Y は、X 事務所に立ち入ったのは私物を回収するためであるとしてファイル等の持出しを否認し、また、X による刑事告訴、証拠保全の申立て、債権差押えの申立て及び本訴提起がいずれも不法行為に当たるとともに、X が Y の取引先である農協等に対して「Y が X の営業秘密を持ち出した」旨の虚偽の説明を行ったことが信用毀損行為に当たるとして、反訴を提起した(反訴の主位的請求である退職金請求については省略する)。

本件の主たる争点は、Y によるファイル等の持出しの有無と、本件情報が営業秘密に該当するか否かである。

〔判旨〕本訴請求棄却、反訴請求一部認容

裁判所は、X 事務所内における本件情報の管理状況に関して、①個々の従業員に割り当てられた収納棚は鍵付きではあるが、誰も鍵をかけていなかった、②顧客に関する資料をどのように保管するかは個々の従業員に任されており、紙のファイルに綴じて収納棚に保管する者もパソコンにデータで保管する者もいた、③紙のファイルについて統一の書式があるわけではなく、営業秘密である旨の表示もなされていなかった、④収納棚には参考書や論文などの資料も一緒に収納されていた、⑤Y は本件情報の一部を個人用パソコンに、一部を X 事務所パソコンにデータとして保管していたが、紙のファイルでは保管していなかった、⑥ X 事務所パソコンは従業員なら誰でも自由に操作・アウトプットができる上、X 事務所には X と代表者を同じくする別法人の従業員も自由に出入りしていた等の事実を認定した。特に主要な争点である⑤について、持ち出されたと X が主張する紙のファイルがそもそも存在するのかどうかを検討し、そのようなファイルがあるなら引継ぎの際に確認するはずなのにそれがされていないことなどから、ファイルは存在しないと認定した。

仮にそのようなファイルが存在していたとしても、上記①～④の事実からすれば、X が本件情報を秘密として管理していたとは認められないと判断した。

また個人用パソコンに保存されていたデータについては、Y がこれを

メモリスティックに記録して引き継いだ上で、データを消去したと認定した。X事務所パソコンのデータについては、上記⑥の事実から、やはり秘密管理性を欠くと判断した。そもそもXは本訴提起の段階でどの情報が営業秘密に該当するかを特定しておらず、後に複数回の準備書面を通じて五月雨式に追加したという経緯から、X自身もYがどのような情報を持っていたのか、どのような情報が持ち出されたのかを把握していなかったとも判示されている。

以上のとおり、営業秘密の化体した紙のファイルが存在しないことから、Xが主張するような窃取行為は存在しないと結論付けた。また競業避止義務の定めを有する本件誓約書については、X代表者が虚言を弄して署名押印させたもので、Yの自由意思に基づかないものであるから、競業避止義務の合意がない(仮に合意があっても、公序良俗違反で無効である)と判断した。そのため本訴請求は棄却された。

反訴の予備的請求のうち、まず刑事告訴については、窃取の事実がないことに加え、平成31年4月にはYによるX事務所立入りの事実を知ったはずなのに、Yが競業行為を始めてXの顧客との取引を開始したことをXが知った後である令和元年10月になって刑事告訴しており、この刑事告訴はYに対する取引妨害のためになされたものであると認め、刑事告訴の趣旨目的に照らし相当性を欠く行為であり違法であると判断した。証拠保全の申立てと債権仮差押えの申立ても同様に、取引妨害のためになされた違法な申立てであると判断した。一方、本訴提起については、最判昭和63年1月26日民集42巻1号1頁を参照し、競業避止義務の合意の有効性については直ちに知り得ないことから、訴えの提起が違法とまではいえないと判断した。次に信用毀損行為については、営業秘密の持出しの事実がないから虚偽の事実の告知に該当し、Xに過失が認められると判断した。

これらに基づく損害として、弁護士費用(刑事事件に係る着手金及び実費)、Yが農協との取引中止によって得られなかった逸失利益、搜索差押えによる慰謝料が認められ、その合計額の限度で反訴請求が一部認容された(控訴後和解)。

〔コメント〕

営業秘密の化体したファイルに従業員が窃取したとして刑事告訴や取引先への説明等を行ったところ、そもそもそのようなファイルは存在しないか、仮に存在しても秘密管理性を欠くため営業秘密とはいえないとして、逆に、取引妨害の不法行為や信用毀損行為の成立が認められた事件である。

本訴提起の段階でどの情報が営業秘密に該当するかを特定しておらず、後に五月雨式に追加したという経緯が、裁判官の心証を相当悪くしたことがうかがえる。

【8】福岡地裁令和4年11月29日判決(損害賠償請求事件)

〔事案の概要〕

マンション等の建物総合管理業務請負等を行う原告X社が、Xの元従業員である被告Y1がXから示された営業秘密を不正に使用してXの顧客を奪取したとして、不正競争防止法2条1項7号及び4条に基づき、又は顧客奪取・競争行為の不法行為を理由として損害賠償を請求するとともに、Y1が設立した被告Y2社に対しても不正競争防止法2条1項8号や会社法350条などを根拠に同様の請求をした事案である。

XがY1に示したと主張する営業秘密は、Xとの間で管理委託契約を締結していた4つのマンション管理組合の理事長等の連絡先情報である(本件顧客情報①ないし④)。これらのマンション管理組合は、Xとの委託契約の期間満了後、Y2との契約に切り替えた。Xは、Y1がXを退職後、これらの情報を不正に使用して理事長等に連絡を取り、Xの顧客を奪取したと主張した。

ところで、Y1はもともと訴外A社に勤務していた。本件顧客情報①、②及び④は、その当時、AからY1に示された情報であった。その後、経営が悪化したAは民事再生手続の申立てをした。これを受けてY1は訴外B社に転職した。その際、①、②及び④のマンション管理組合もAとの契約継続を不安視し、Aにおける担当者であったY1がBに転職したことも踏まえて、Aとの契約を解除して新たにBとの間で管理委託契約を締結することとした。Y1はBにおいて、引き続きこれらのマンション管理組合についての業務を担当することとなった。ただしAとBとの間で顧

客情報の帰属に関する合意等はなく、法人格の同一性や権利義務関係の承継もない。Y1の転職に伴う事実上の引継ぎが行われたに過ぎない。その後、XがBを吸収合併し、Y1はXの従業員となった。

このような経緯があることから、本件顧客情報①、②及び④について、不正競争防止法2条1項7号にいう「営業秘密を保有する事業者……からその営業秘密を示された場合」に当たるか否かが問題となった。なお本件顧客情報③については、XからY1に対して示された情報であることに争いはなく、その営業秘密該当性だけが争点となっている。

〔判旨(第一審)〕 本件顧客情報③に関する限度で請求一部認容

1. 営業秘密該当性

裁判所はXにおける本件各顧客情報の管理状況等に関して、次の事実を認定した。Xは管理組合の理事長等の連絡先情報をコンピュータを用いたシステム(本件システム)によって管理していた。本件システムの利用にはID・パスワードが必要とされていた。従業員が本件システムの情報を閲覧すると管理者に通知される旨の警告文が表示される仕組みとなっていた。Xは社内規則でこれらの情報の持出しを禁止するほか、コンプライアンス勉強会も毎月行っていた。

この事実認定に基づき、従業員が顧客情報が秘密として管理されていることを認識できる態様で管理をしており、秘密管理性は認められると判断された。

またマンション管理組合の理事長等に接触するための営業活動上重要な情報であることから有用性が、入手することが容易でない情報であることから非公知性がそれぞれ認められ、営業秘密に当たるとされた。

そして本件顧客情報③についてはXからY1に示された営業秘密であり、Y1が不正な利益を得る目的でこれを使用したことから、不正競争防止法2条1項7号に該当すると判断された(Xが③のマンション管理組合から得られる1年分の利益が損害として認められた)。

2. 「示された」要件

一方、本件顧客情報①、②及び④について、裁判所は次のように判示し、これらは「示された」要件を充足しないと判断した。

「ある者が事業者から営業秘密を示されたというためには、事業者の事業に関連して営業秘密に関する情報そのものを取得する必要がある、同事業者の事業以外の機会に営業秘密に該当する情報を得た場合、たとえ後に同事業者が当該情報を営業秘密として取り扱い、営業秘密であることを示したとしても、直ちに不正競争防止法2条1項7号にいう『営業秘密を示された』場合に該当しないというべきである。」

「2条1項7号の『営業秘密を保有する事業者からその営業秘密を示された場合』という文言に加えて、同号が、雇用契約等の何らかの契約関係に基づいてその相手方である、営業秘密を保有する事業者から正当に営業秘密を取得し、その正当に取得した営業秘密を不正に利用する行為を不正競争行為として取り扱うものと解されることを踏まえると、『営業秘密を示された場合』というためには、営業秘密を保有する事業者が、ある情報が営業秘密であることだけでなく、情報そのものを示す必要があるというべきである。」

3. 顧客奪取・競業行為の不法行為

裁判所は最後に顧客奪取・競業行為の不法行為の成否について検討し、最判平成22年3月25日民集64巻2号562頁を引用した上で、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した違法なものということとはできないと結論付けた。

〔判旨(控訴審)〕 控訴棄却

これに対しXが控訴したが、控訴審(福岡高裁令和5年6月8日判決)は控訴を棄却した。控訴審判決は「示された」要件について、次のように判示した。

「控訴人は、ある情報が生成当初は非営業秘密であったが、事業者が秘密管理することによって営業秘密へと経時的に変化し、事業者が秘密管理下に置いていることを認識できる者であれば、『営業秘密を示された』者に該当すると主張する。しかしながら、……不正競争防止法2条1項7号は、事業者が保有している営業秘密を正当に取得した者が、その営業秘密を不正に利用する行為を規制しようとする規定である以上、既に従業員が従前の勤務先を通じて取得している営業秘密について、事業者の秘密管理性が認められるに至り、それを当該従業員が認識可能であったとしても、上記の規定がそのような場合についてまで規制の対象として

いと解することはできない。従業員が事業者の業務を遂行する過程で取得した情報が後に事業者の秘密管理下に置かれたような場合であれば、控訴人の主張を容れる余地がないとはいえないが、本件はそのような事案ではない。」

さらにXは上告受理申立てをしたが、最高裁の上告不受理決定(令和5年12月22日決定)により確定した。

〔コメント〕

従業員が転職前の会社Aから持ち出した顧客情報が、転職先の会社Bにおいて秘密管理下に置かれたとしても、それはBから当該従業員に「示された」営業秘密であるとはいえず、B(及びそれを吸収合併したX)との関係で7号の不正競争は成立しないと判断された事例である。

Xは「示された」要件の充足を示すために、山根崇邦「不正競争防止法2条1項4号・7号の規律における時間軸と行為者の認識の構造」特許研究57号(2014年)43頁などを証拠提出したものの、裁判所の受け入れるところとはならなかった。山根論文が示す4類型(「営業情報／使用者開示型」「営業情報／従業者開拓・収集型」「技術情報／使用者開示型」「技術情報／従業者開拓・収集型」)に従えば本件は「営業情報／従業者開拓・収集型」に属すると思われるが、同類型の典型例とはやや異なっている。すなわち山根論文が想定する典型例は、従業員が会社(上記の例ではB)の在職中にその業務遂行の過程で得た情報を念頭に置いているのに対し、本件では転職前の会社(上記の例ではA)から持ち出した情報が問題となっており、Bの在職中に新たに知得した情報ではない。このようにBの投資・貢献とは無関係に生成された情報であっても、Bが秘密管理を行うに至ってさえいけばBの営業秘密として従業員に「示された」といってよいかという論点を、本判決は提起している¹⁵。学界の議論を喚起する重要な判決であるといえよう。

なお本判決に先立って、XはYらを債務者として、本件各顧客情報を

¹⁵ 本件ではAにおける管理状況は認定されていないが、秘密管理されてAの営業秘密となっていた場合には、Bに8号又は9号の不正競争が成立する可能性もある。そのようなB(及びそれを吸収合併したX)が保護に値するかという点もあわせて問題となろう。

用いた勧誘等の禁止を求める仮処分を申し立てた。しかし本判決を下したのとは異なる裁判体も、本判決と同様の「示された」要件の解釈に基づいて、これを却下している(福岡地裁令和4年6月21日決定)¹⁶。

(2-3) 信用毀損行為(21号)

【9】岐阜地裁令和4年12月26日判決(不正競争行為差止等請求事件)

〔事案の概要〕

原告X社は訴外アマゾン社が運営するインターネットショッピングサイト「Amazon」上において、韓国芸能人に関する商品の通信販売を行っている。被告Yも同様に、「Amazon」上で韓国芸能人に関する商品の通信販売を行っている。

Xが韓国芸能人に関する商品8点(カレンダー等)を「Amazon」に出品して販売していたところ、Yはアマゾン社に対し、これらの出品ページに掲載されている商品画像や商品名がいずれもYの出品ページに掲載されている商品画像・商品名の盗用であると指摘し、著作権侵害を理由に出品の削除を求める申告を行った。

これを受けてアマゾン社は、8個中7個のXによる出品を削除した。また残り1個についても商品画像のみを削除した(これらの措置は後にXの異議申立てにより解除された)。

Xは、XとYは同一商品を販売しているが、その商品画像はいずれもXが新規に撮影したものであり、Yの画像の盗用ではないし、商品名の記載には著作物性が認められないから、Yがアマゾン社に著作権侵害を申告したことは虚偽の事実の告知に当たると主張して、不正競争防止法2条1項21号、3条1項及び4条に基づき、Yに対し、上記8点に関して

¹⁶ 同決定は、営業秘密であるためには従業員がその営業秘密性を認識できるような情報管理体制の構築が必要となると、Xが主張するように営業秘密に該当する旨を示せば足りると解釈すると、「ある情報が『営業秘密』に該当する場合には、行為者において当該情報が営業秘密である旨を認識していることになるため、『示された』の要件も当然に満たされることとなり、不競法2条1項7号が『から・・・示された』という文言を用いて情報提供の方向性を要件とした意義が無に帰する」との理由から、「同号の適用を主張する者は、自身が当該情報の提供の始点であり、相手方がその終点であることを主張疎明する必要がある」と判示した。

著作権を侵害する旨をアマゾン社その他の第三者に告知・流布することの差止めと損害賠償を請求した。

〔判旨〕 請求一部認容

Yが口頭弁論期に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったことから、擬制自白が認められた。そのため差止請求は認容された。

もっとも損害額について、Xは、多数回の権利侵害申告を受けたことでアマゾン社から利用停止処分を受ける高度の危険に直面したことを無形損害として主張したのに対し、裁判所は、「実際には出品用アカウントが停止されることはなく、その危険性がどの程度高まっていたかは不明であることからすると、かかる事情を損害額算定の基礎とすべきではない」と述べてこれを排斥した。結果として損害賠償請求は一部認容にとどまった(確定)。

〔コメント〕

競争相手の営業活動を妨害するためにオンラインプラットフォームの削除申告を濫用するという、近時増えつつある紛争類型に属する一事例である¹⁷。なお本件との関連は不明だが、本件と同様に Amazon 上で韓国芸能人に関する商品(卓上カレンダー等)を販売していた原告が、被告によるアマゾン社への申告(商品画像等の著作権の侵害である旨の申告)が虚偽の事実の告知であるとして損害賠償を請求した事案として、大阪地判令和5年5月11日裁判所ウェブサイト(令和3年(ワ)第11472号)及び大阪高判令和6年1月26日裁判所ウェブサイト(令和5年(ネ)第1384号等)がある。

(3) 著作権法に関する事件(14件)

次に著作権法に関する事件を、侵害訴訟等(確認の訴え等を含む)と発

¹⁷ 金子敏哉「侵害警告と不競法上の虚偽事実告知に係る裁判例」別冊パテント29号(2023年)184頁、足立勝「プラットフォームへの知財侵害主張通知と信用毀損行為」別冊パテント32号(先行公開版、2025年)、湊麻依子「プラットフォーム事業者に対する知的財産権侵害の申告と不正競争行為該当性」金子敏哉＝木下昌彦＝高倉成男編著『変革期にある情報環境と著作権法制』(弘文堂、2026年)241頁参照。

信者情報開示請求事件とに分けて、判決年月日順に紹介する。

(3-1) 侵害訴訟等

【10】福岡地裁令和4年1月12日判決(著作権侵害差止等請求事件)¹⁸

〔事案の概要〕

ウェブサイト制作等を業とする原告X社は、訴外Z社から健康食品(原告商品)のインターネット広告の制作を依頼され、原告商品に関する広告(原告広告)を制作した。原告広告はインターネット上に掲載された。健康食品の製造・販売等を業とする被告Y社は、健康食品(被告商品)のインターネット広告として被告広告を制作し、インターネット上に掲載した。原告商品と被告商品はいずれも、成長期にある未成年者を対象とした健康食品である。

原告広告と被告広告が類似していると考えたXは、著作権(複製権又は翻案権、公衆送信権)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)の侵害を主張して、Yに対し、著作権法112条1項・2項に基づき、被告広告の複製、翻案又は自動公衆送信の差止め、被告広告を含む広告物の廃棄及び被告広告の電磁的記録の消去を求めるとともに、不法行為に基づき損害賠償を請求した。

本件の主たる争点は、原告広告と被告広告の類似性である。いずれの広告も商品注文画面に表示されるものであり、単発の購入ではなく定期コース契約への乗換え(アップセル)を促す内容のものである。

原告広告は「ご注文前に10秒お時間をください」という文章から始まり、「セルフチェック」と題して、「飽きっぽい性格だ…」「熱しやすく冷めやすい…」等5つのチェック項目を表示し、このうち「ひとつでも当てはまると要注意!!」と注意喚起する。そしてスポーツ医学の研究者が継続の重要性を述べる画像(後述の原告表現2)を表示して、「少しでも不安があるなら3ヶ月ごと3箱セット定期コースがおすすめです!」として定期コースの紹介へと続く。

被告広告も同様に、「ご注文前に必ずご確認を!30秒だけお時間をください。」という文章から始まり、「こんな不安はありませんか?」と述べて、

¹⁸ この判決については判決文の写しを入手できたことから、事案の概要と判旨をやや詳しく紹介する。

「ちゃんと続けられるか心配…」「せっかく始めるなら努力を無駄にしたい」等4つのチェック項目を表示する。そして「成長期ラストスパートを逃さないためには！」との文章の後にプロパーソナルトレーナーが継続の重要性を述べる画像(後述の被告表現2)を表示して、「4ヶ月ごと4袋定期コースをオススメします！」として定期コースの紹介へと続く。

この一連の広告の中の4箇所表現につきXは類似性を主張した。そのうち第2の表現(原告表現2及び被告表現2)はいずれもスポーツ医学の研究者又はプロパーソナルトレーナーと紹介される男性が腕を組んで正面を向いている写真を左側に配置し、その右側に次の文章が記載されたものである。

原告表現2の文章	被告表現2の文章
スポーツも成長期も 継続しなければ結果は出ません！ 結果のために大切なコト ①続けるコト！ ②飲み忘れないコト！ たったこれだけで、結果はついてきます！！	成長期に 必要な栄養を 毎日とり続けましょう！ 中高生の間は継続が命！

(判決別紙「著作物対比表」より)

〔判旨〕請求棄却

裁判所はまず次のような一般論を述べた。

「著作物の内容及び形式を覚知させるに足りるものやその表現上の本質的な特徴を基礎付けるものは、表現物の種類や特性に応じて異なり得るところ、原告広告及び被告広告は、いずれも、類似する健康食品のインターネット広告であり、閲覧者に商品の特徴を分かりやすく説明して理解させ、購買意欲を持たせ、より高額な商品(複数月の定期コース)を購入させることを目的とするものであり、インターネット上の閲覧の容易性(視覚的なわかりやすさも含む。)や閲覧の継続性の確保が求められるという性質を有している。このような原告広告と被告広告(健康食品の複数月の定期コースに係るインターネット広告)の目的や性質に照らせば、表現の選択の範囲は必ずしも広いとはいえない上、広告表現における文章の記述、写真やイラストの具体的表現によって、閲覧者が受ける印象も異なり得ることを考慮すると、その内容及び形式を覚知させるに足り

るものやその表現上の本質的特徴を基礎付けるものは、広告表現における文章の記述、写真やイラスト等の具体的表現の選択や配列であると解するのが相当であり、その選択や配列の背景にある制作者の意図(思想)やアイデアではないというべきである。」

その上でXが主張する各表現の対比を行った。そのうち第2については、いずれも着色した四角形を背景として設置し、左側にスポーツ関係者とされる男性の写真を配列し、右側に継続摂取の重要性を訴える文章を記載しているという点に共通性があるものの、その具体的な表現は異なっており、素材の選択において同一性があるとは認められないと判断した。また、閲覧者に継続摂取の重要性を印象付けるための抽象的なアイデアの限度で類似するにすぎず、素材の配列において同一性があるとは認められないとも述べ、被告表現2は原告表現2の複製にも翻案にも当たらないと結論付けた。他の3箇所も同様の理由で類似性が否定された。

さらに、広告全体を1つの編集著作物だと捉えれば類似性が認められるとするXの主張にも応答し、「確かに、注文しようとした閲覧者に短時間の閲覧を求め、懸念する点を意識させ、継続摂取の重要性と複数月の定期コースの経済的メリットを印象付け、複数月の定期コースへの乗り換え(アップセル)に誘導するという一連の流れは、抽象的な意味において類似性はあるが、上記乗り換えに誘導するための編集方針に係る抽象的なアイデアの域を出るものではないというべきであり、上記の類似性を踏まえてもなお、原告表現全体と被告表現全体につき、素材の配列において同一性があるとは認められない。また、上記のような一連の流れは、ありふれた発想であり、編集著作権として保護すべき創作性があるとも認められない」と述べて、Xの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したが、控訴審(福岡高裁令和4年7月13日判決)も類似性を否定し、控訴を棄却した(確定)。

〔コメント〕

健康食品の購入者に対し定期コースへの乗換えを促すインターネット広告について、著作権侵害が否定された事例である。原告広告と被告広告はどちらも消費者を定期コースへ誘導する(アップセル)という実用目的を持つものであるが、そのための一連の流れは抽象的なアイデアにす

ぎず、具体的な表現(素材の選択及び配列)が異なることから類似性が否定されている。この程度の抽象的な共通性で侵害を認めると、アップセルという手法それ自体の独占につながるものが懸念されたと理解することができよう。

【11】福岡地裁令和4年1月25日判決(損害賠償請求事件)

前稿(令和3年)【12】番で紹介した株式スクールの講義動画に関する事件(福岡地裁令和3年12月17日判決)の関連事件である。上記事件と同一の原告Xが同一の講義動画の著作権及び著作者人格権侵害に基づき、上記事件とは別の者を被告として損害賠償を請求した。本件の被告Yは当該株式スクールの受講生であった者である。Xは、Yがインターネット上で当該動画を再生して視聴したことが上映権の侵害である等と主張した。

裁判所は、上記事件の判決と同じく、株式スクールの授業の様子を撮影した動画は映画の著作物に該当するとしつつも、その著作者は同スクールを運営する訴外法人であってXではないし、Xが映画製作者として著作権を有するともいえないとしてXの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したところ、控訴審(福岡高裁令和4年9月21日判決)は権利の帰属には言及せず、Yがインターネット上で当該動画を視聴した事実を認めるに足りる証拠はない等として控訴を棄却した(最高裁の上告不受理決定(令和5年3月24日決定)で確定)。

当該動画の著作権の帰属を確定させることがXの関心事であると推測されるが、控訴審判決も示唆するとおり、そのための被告選択の適切さには疑問がある。

【12】京都地裁令和4年1月26日判決(損害賠償請求事件)

〔事案の概要〕

原告X社は、人物の頭部周辺を撮影した写真(本件写真)の著作権者であり、円形脱毛症の改善例を示す目的で、本件写真をその運営するウェブサイトに掲載していた。被告Y社は広告素材を販売するウェブサイト(本件ウェブサイト)及びそれに関連するブログ(本件ブログ)を運営している。YはXに無断で、本件写真を本件ウェブサイトに掲載した。

この無断転載に気付いたXは、本件ウェブサイトにおいて本件写真が

無断転載されていることや、警察に通報したことなどをXのウェブサイトで公表した。これを受けてYは本件ブログを更新し、Xから脅迫や恐喝を受けている等の内容の記事を投稿した。

Xは、本件写真の無断転載が著作権侵害に、本件ブログの記事投稿が名誉毀損に当たるとして、損害賠償を請求した。

〔判旨〕 請求一部認容

裁判所は、Xが職務著作により本件写真の著作権を有することを認めるとともに、YがXのウェブサイトから本件写真を取得したと推定できるとして、Yには複製権又は公衆送信権侵害の故意があると判断した。また本件ブログの記事はXの社会的評価を低下させるものであり、恐喝行為をしたとの記載は、「適当と認められる限度」(最判昭和38年4月16日民集17巻3号476頁)を超えたものであり正当化できないとして、名誉毀損の成立を認めた。

損害額については、「本件写真が対象人物の頭部周辺を撮影したものにすぎず、需要の程度等も明らかでないことにも鑑みると」使用料相当額は1,000円であると算定し、これに名誉毀損の慰謝料と弁護士費用相当額をあわせた限度でXの請求を一部認容した(確定)。

〔コメント〕

インターネット上での写真の無断転載について、1,000円という極めて低額の使用料相当額の損害が認定された事例である。Xからの指摘を受けて比較的短期間で本件写真が本件ウェブサイトから削除されたことに加え、本件写真は円形脱毛症の症状を記録するために撮影された写真のようであり、その創作性が高いとはいえないと判断されたことが、低額な算定に影響を及ぼしたものと推測される。ただし令和5年著作権法改正によって114条5項が新設される前の判決であることには注意が必要であろう。

ところでXのウェブサイトにもともと掲載されていた本件写真にはXの社名が書き入れられていたところ、Yはその部分を除外するようにトリミングした画像を本件ウェブサイトに掲載していたようである。そうであれば氏名表示権や同一性保持権侵害に基づく慰謝料請求も別途認め

られる余地のある事案であったと考えられるが、Xは著作者人格権侵害に基づく請求をしていない。

【13】 大津地裁令和4年2月22日判決(損害賠償請求事件)

布団絵柄事件やテキスタイルデザイン事件などと呼ばれる、よく知られた事件の第一審判決であり、判例時報2602号97頁及び各種商用データベースにも掲載されていることから、簡単な紹介にとどめる。

布団の製造及び販売を行う原告は、被告らが製造販売する布団の絵柄が原告布団の絵柄を模倣したものであるとして、著作権侵害を理由に、被告布団の製造販売等の差止めと損害賠償を請求した。

裁判所は、原告布団の絵柄は実用品のデザイン(応用美術)であり、「布団等の商品としての実用性を離れた美的鑑賞性を有しているということとはできない」等と判示して、「原告絵柄が、それ自体美的鑑賞性や美的創造性を備えた美術の著作物であるということとはできない」と結論付けて請求を棄却した。

これに対し原告が控訴したが、控訴審(大阪高判令和5年4月27日判時2602号86頁)は控訴を棄却し、最高裁の上告棄却・不受理決定により確定した¹⁹。

【14】 京都地裁令和4年3月30日判決(損害賠償等請求事件)

〔事案の概要〕

争点は多岐にわたるが、著作権侵害の点だけを取り上げる。被告Y社は、低濃度の二酸化塩素を室内に供給することで浮遊ウイルスや悪臭物質を除去する機能を有する二酸化塩素発生装置を販売するに当たり、そのパンフレットの制作を原告X社に委託した。Xはその商品名をアルファベットで表示したロゴ(本件ロゴ。下記参考画像を参照。ただし「e」と「c」の形状が本件ロゴの実物とはやや異なる)、イラスト、写真及びCG並びにこれらを構成素材とするパンフレット(本件パンフレット)を制作し、パンフレットを印刷してYに納品するとともに、編集可能な形式のデータでも提供した。

YがXに無断で本件パンフレットをYのウェブサイトに掲載したこと

¹⁹ 最決令和5年10月26日LEX/DB 25621294。

及び本件ロゴを含む各構成素材を無断で使用した動画を作成等したことが著作権(複製権、翻案権、公衆送信権)及び著作人格権(同一性保持権)の侵害に当たるとして、XがYに対し損害賠償を請求した。

本件の主たる争点は、本件ロゴの著作物性と使用許諾の有無である。

参考画像²⁰



〔判旨〕 請求一部認容

裁判所はまず、本件パンフレット全体は、その構成素材の形状やそれらの配置に照らすと美術の著作物に当たると判断し、ウェブサイトへの掲載についてXが許諾したとは認められないとして、公衆送信権侵害を肯定した。

他方、本件ロゴ自体は「商品名を明らかにしたものであり、『l』の下部を曲げたり、『r』の上部を簡略化したりといった工夫が見られるとはいっても、いずれも工業デザインの範疇に属するものであって、美的鑑賞の対象となるに足りる美的特性を備えるものではないから、美的観点からその創作性を有するものと認めることはできない」と判示して、その著作物性を否定した。

また動画において写真やイラストが改変されている点については、Xが編集可能な形式によりYにデータを提供したことや、構成素材が工業製品のパンフレットを構成する素材であるという性質からすると、許諾の範囲を超える翻案であるとか、意に反する改変があったとは認められず、翻案権及び同一性保持権の侵害は認められないと判断した。

結局、本件パンフレットの公衆送信権侵害についての使用料相当額と弁護士費用の限度で請求が一部認容された(控訴後和解)。

〔コメント〕

商品名をアルファベットで表示したロゴにつき、美的鑑賞の対象とな

²⁰ Yの出願に係る商標登録第6010941号より。なお現在の商標権者はYではない。

るに足りる美的特性を備えるものではない等としてその著作物性が否定された事例である。最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁〔ゴナU〕が示した基準を意識したものであろう。また当事者間の具体的なやり取りを踏まえて意に反する改変に当たらない等と判断した一事例としての意義も有する。

【15】 横浜地裁令和4年7月6日判決(著作権侵害による損害賠償請求事件ほか)

商用データベースに掲載されている判決であり(判例秘書L07751431)、簡単な紹介にとどめる。

店舗内装工事に係る設計図を作成した原告が、被告らがこれに基づき店舗を完成させたことが同設計図やそこに表現されている内装の複製に当たる等と主張して、著作権侵害に基づく損害賠償を請求した事案である。

裁判所は、「作図上の表現方法や内装の具体的な表現内容が、実用的、機能的で、ありふれたものであったり、選択の余地がほとんどないような場合には、創作的な表現とはいえないというべきである」との一般論を提示して同設計図の具体的な表現内容を検討し、内装のデザインに一定の制約があったことなどから、その著作物性を否定して原告の請求を棄却した。

これに対し原告が控訴したが、知財高裁も著作物性を否定して控訴を棄却した(知財高判令和5年1月31日裁判所ウェブサイト(令和4年(ネ)第10079号)。最高裁の上告棄却・不受理決定により確定²¹⁾。

【16】 那覇地裁令和4年9月27日判決(損害賠償等請求事件)

〔事案の概要〕

被告Y1(社会医療法人)は本件病院を経営している。被告Y2とY3はいずれもそこに勤務する医師である。原告XはY1の元従業員であり、在職中に下記動画のナレーションを担当した者である。

Yらは、手術・検査を控えている患者及び家族向けに、術式や検査方法を案内する動画を作成することにした。これらの動画はYouTubeに限定公開され、患者らはQRコードを用いてアクセスすることで、これらの

²¹ 最決令和5年7月20日LEX/DB25621241。

動画を自宅でも見ることができた。

Xが担当したのは3つの動画のそれぞれ冒頭と末尾に配された計6個のナレーションである(本件各ナレーション)。いずれも冒頭のナレーションは「これより〇〇病院〇〇科で行う〇〇検査についてご説明いたします」という10秒弱のもの、末尾のナレーションは「以上、〇〇病院〇〇科で行う〇〇検査についてご説明いたしました」という10秒弱のものである。Xは自らのナレーションが患者ら向けの説明動画に用いられることを認識・同意して録音に参加した。しかしその後配置異動を言い渡されるなどしてXとYらとの間の関係が悪化し、Xは本件病院を退職した。

Xは、本件各ナレーションが実演に該当し、実演家の権利を有することを前提に、Xの退職後もYらがこれを使用していることが氏名表示権(著作権法90条の2)及び送信可能化権(同92条の2)の侵害に当たると主張して、損害賠償を請求した。

本件の主たる争点は、本件各ナレーションの「実演」該当性である。

〔判旨〕請求棄却

裁判所は、「実演家に対し、著作者とは別に著作権法上の保護が与えられている趣旨は、実演家の実演には、演技等の対象となるものについて、自己の感性により理解し、自己の技量により演じるなどの創作的な行為を行っている」と評価し得る側面があることから、これを法的に保護する点にあると解される。そうすると、『実演』には、演技等をするものの感性による理解や創作的な行為という要素を要すると解するのが相当である」との解釈を示した。

そして、本件各ナレーションは各動画の冒頭と末尾において動画の内容を説明してその開始又は終了を告げるにとどまっており、「この内容について、ナレーションを行う者の感性による理解がされたり、その理解等に基づいて技巧的な原稿の朗読をするなどの創作的な行為がされたりすることはそもそも予定されていないというべきであるから、Xが本件ナレーションをしたことについて、『実演』に当たると認めることはできない」と判示した。

したがってXは実演家ではなく、氏名表示権や送信可能化権を有しないとして請求を棄却した(確定)。

[コメント]

ナレーションの実演該当性が問題となった珍しい事案である。著作権接権の保護の根拠については投資保護説と準創作的行為説の対立があるとされるが、本判決は後者の見解を採用した。もっとも、感情を込めることが求められていないわずか10秒弱のナレーションについては、どちらの説からもその保護の必要性は否定的に解されるであろう。

なおXは準備書面の中で「声の肖像権」に言及しているが、あくまでも訴訟物としては実演家の権利の侵害を理由とする損害賠償請求権のみを主張しているようであり、「声の肖像権」の議論は判決文には登場しない。いずれにせよ、いったんは動画内で利用されることに同意して録音している以上、後からYらとの関係が悪化したからといって、その使用の継続が直ちに違法となるとは言い難いであろう。

【17】金沢地裁令和4年9月30日判決(損害賠償請求事件)

商用データベースに掲載されている判決であり(LEX/DB 25595254)、簡単な紹介にとどめる。

原告は輪島市朝市組合顧問辞任届という文書の作成者であるところ、これが著作物であることを前提に、これを無断で複製して別件の民事裁判の証拠として提出した被告に対し、著作者人格権(公表権)及び著作権(複製権)の侵害を理由に謝罪文の掲載等と損害賠償を請求した。

裁判所は、上記文書は著作物に当たらないとして原告の請求を棄却した。

これに対し原告が控訴したところ、控訴審(名古屋高裁金沢支部令和5年4月19日判決 LEX/DB 25595255)もその著作物性を否定した。さらに、仮に著作物だとしても、裁判手続のために必要な複製(著作権法42条1項)に当たり、また「未公表著作物を利用できなければ当事者が攻撃防御を十分に尽くすことができなくなるから、著作権法42条1項により複製が許される著作物については、公表権も及ばないものと解すべきである」と述べて公表権侵害にも当たらないと判示した(最高裁の上告棄却・不受理決定により確定²²⁾。

著作物性が否定されているため公表権の点は傍論ではあるが、上記判

²² 最決令和5年10月4日 LEX/DB 25597340。

示のような理屈で公表権の制限を認めることが著作権法 50 条との関係で許されるのかは疑問がある(翻っていえば、同条の立法的妥当性を考え直す契機となる事案だともいえよう)。

【18】横浜地裁令和 4 年 10 月 5 日判決(ミッキーマウス著作権事件)

〔事案の概要〕

原告 X 社は工務店を営む会社であり、ミッキーマウスの名称や画像などを用いた役務の提供や商品の販売を構想したようである。しかしミッキーマウスの著作権が存続しているか否かが不明瞭であることから、この点を事前に明確化すべく本訴を提起した。

X は、被告 Y 社(ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社)に対しては、「ミッキーマウスの著作権をもつ Y は X にミッキーマウスが登場以来今までに出た全てのデザインを使わせろ」という請求をした。また X は、国を被告として、「ミッキーマウスの著作権の管理を行っている日本国はミッキーマウスの著作権の日本国内使用について一定の見解を示せ」という請求をした。

〔判旨〕訴え却下

裁判所は、訴えが不適法でその不備を補正することができないとして、口頭弁論を経ないで訴えを却下した(民事訴訟法 140 条)。

まず Y に対する請求については、これが X にデザインを使用させるとの一定の権利義務ないし法律関係の形成を求めるもの(形成の訴え)であるとするれば、このような訴えは、法律上の根拠を欠き、不適法であるとした。また、Y がミッキーマウスの登場以来現在までに創作された全てのデザインに係る著作権を有しないことの確認、あるいは Y の X に対する上記著作権に基づく使用差止請求権が不存在であることの確認を求める趣旨の請求(確認の訴え)と解したとしても、確認の利益は、現に原告の有する権利又は法的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため、被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り認められるところ(最判昭和 30 年 12 月 26 日民集 9 卷 14 号 2082 頁参照)、X は未だ具体的な使用行為の特定もしておらず、これに対する Y からの権利侵害行為の指摘もないのであるから、上記確認の利益が認められる場

合に該当しないことは明らかであると述べて、不適法であるとした。

次に国に対する請求について、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法律の適用により終局的に解決することができるものに限られるところ(最判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁参照)、本件訴えはXと国との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争を対象とするものであるとはいえないから、「法律上の争訟」に当たらず不適法であるとした(確定)。

[コメント]

本件の結論自体には異論はないが、著作権の存続期間が満了しているか否かが不明瞭な状況で(満了しているとの見解も有力に主張されている状況の下で)、それを確定させるために第三者がとり得る手段としてどのようなものがあるのかを考える契機となる事件である。本件のように紛争の成熟性が全くなければ確認訴訟を提起することができない一方で、実行の着手に至れば処罰される危険性があり(特に著作権法113条1項2号によって「頒布する旨の申出」をただけで既遂となる)、第三者は板挟み状態にあるといえる。この問題を考える上では、著作権侵害罪における違法性の意識について検討する近時の論稿も手掛かりとなろう²³。

【19】札幌地裁令和4年12月2日判決(損害賠償請求事件)²⁴

[事案の概要]

原告Xは、タンチョウの親子を撮影した横長の写真(本件写真)の著作者・著作権者である。Xは本件写真の左上にローマ字でXの氏名を書き込むとともに右下にXのサインを書き加えた画像データを作成し、自らのウェブサイトで公開していた。

被告YはAmebaブログというサービスを利用してブログ(本件ブログ)を開設・更新している者である。Yはそこに投稿した記事(本件記事)において、Xに無断で、上記画像データを投稿・掲載した(本件アップロード)。

²³ 遠藤聡太「著作権等侵害罪と違法性の意識」法律時報97巻1号(2025年)118頁。

²⁴ この判決については判決文の写しを入手できたことから、事案の概要と判旨をやや詳しく紹介する。

Xは、本件アップロードによって以下の5つの侵害ページに上記画像が無断で複製又は掲載されたと主張した。Ameba ブログに画像を投稿すると、画像データが元のサイズのままサーバに記録され(侵害ページ②)、インラインリンクによって記事中に表示される(侵害ページ①)。また同時に、正方形にトリミングした画像ファイルが自動的に作成され、サーバに記録される(侵害ページ④)。記事中の画像部分をクリックすると、画像を拡大表示する別のページに遷移する(侵害ページ③)。このページには画面上部中央に元のサイズの画像が表示されるとともに、画面下部に同ユーザの投稿に係る複数の画像の正方形にトリミングされたものが横一列に表示される。また、同ユーザの「画像一覧」ページ(侵害ページ⑤)でも複数の画像の正方形にトリミングされたものがパネル状に表示される。以上のうち、侵害ページ①、②及び③の画面上部は元のサイズでの表示であるが、侵害ページ③の画面下部、④及び⑤では正方形にトリミングされて保存された画像データが表示されており、Xの氏名及びサインが切除されている。また被写体であるタンチョウのくちばし部分も切除されている。

Xは、本件アップロードによる上記5つの侵害ページへの複製・掲載が著作権(複製権、公衆送信権)及び著作者人格権(氏名表示権、同一性保持権)の侵害に当たると主張して、Yに対し損害賠償を請求した。

本件の主たる争点は、著作者人格権侵害の成否である。Yは、トリミングはAmeba ブログの仕様によるものであってYにはその仕様を変えることはできないし、Y自身は本件写真の画像データに一切改変を加えていないとして氏名表示権及び同一性保持権の侵害主体性を否定するとともに、侵害ページ⑤に表示される正方形画像をクリックすることで本件写真全体が表示されることからこれらの権利の侵害には当たらないとも主張した。

〔判旨〕 請求一部認容

裁判所は次のように判示して、Yの侵害主体性及び過失を肯定した(確定)。

「Yが本件写真を本件記事にアップロードしたことにより、侵害ページ③及び⑤並びに侵害ページ④の下部²⁵に、正方形にトリミングされ著作者名及びXのサインが切除された本件写真の画像が表示されたが、Yは、本

件写真の著作者名について、別の方法で表示することはしていない。そして、この著作者名を表示しないことについて、著作権法19条3項所定の事由や同条4項所定の除外事由は認められない。」

「本件写真の本質的な特徴は2羽の親子の丹頂が表現されている点にあると認められるところ、本件写真の画像を正方形にトリミングする行為は、2羽の丹頂という本質的な特徴を残しつつ本件写真の左右部分を切除するものであり、著作権法20条1項にいう改変に当たる。そして、上記改変について、同条2項の除外事由は認められない。」

「本件写真がトリミングされたのは、Amebaブログの仕様によるものではあるが、Yがそのような仕様を有するシステムを利用し、本件写真を本件記事にアップロードする操作を行ったことにより、本件写真がトリミングされたものである以上、Yの行為によって本件写真の著作者名及びXのサインが切除され、本件写真が改変されたことには変わりはない。」

「Yは、侵害ページ⑤について、本件写真の画像をクリックすることにより本件写真全体が表示されるのであるから、氏名表示権及び同一性保持権の侵害は生じない旨主張するが、侵害ページ⑤を閲覧する者が必ずしも本件写真の画像をクリックするとは限らないのであるから、クリックすれば本件写真全体が表示されることをもって、侵害ページ⑤の画像について著作者名の表示がされているとはいえないし、本件写真が改変されていないともいえない。

以上によれば、Yは、本件アップロードにより、本件写真についてのXの氏名表示権及び同一性保持権を侵害したものと認められる。

そして、Yは、本件ブログを利用して多数の画像をアップロードしており、Yがアップロードした画像はいずれも画像一覧ページにおいて正方形にトリミングされた状態で表示されていたのであるから、本件写真の画像を本件記事にアップロードすることにより、本件写真もトリミングされ、本件写真左上部の著作者名および右下部のXのサインが切除されるとともに、本件写真が改変されることを容易に予見できたものである。

それにもかかわらず、Yは、Xの承諾なく本件アップロードを行い、他

²⁵ 上部と下部という区別があるのは侵害ページ③なので、この箇所は「侵害ページ④及び⑤並びに侵害ページ③の下部」の誤記だと思われる。

に本件写真の著作者名としてのXの氏名を表示しなかったものであるから、YにはXの氏名表示権及び同一性保持権の侵害につき過失がある。」

〔コメント〕

SNS に無断投稿された写真がトリミング表示されることが氏名表示権や同一性保持権の侵害となるかという問題は、Twitter リツイート事件で争われた。同事件の上告審判決²⁶は氏名表示権侵害を認めたが、同事件では著作権法 19 条 3 項について判断されていないことや、あくまでも発信者情報開示請求事件における判断であったことから、投稿者を被告とする損害賠償請求の場面では侵害や過失が否定される余地があるのではないかと指摘されていた²⁷。

本件はまさにそのような損害賠償請求事件であり、Ameba ブログの仕様によってトリミング画像が自動的に作成されて保存・表示されたとしても、同ブログに写真を投稿した利用者が氏名表示権及び同一性保持権の侵害主体であり過失も認められると判断したものである。著作権法 19 条 3 項や 20 条 2 項の適用も否定されており、投稿者にとってかなり厳しい判断である。

なお本判決と同時期に、Twitter のタイムライン上のトリミング表示について、「ツイッターのタイムライン上の表示は、ツイッターの仕様又はツイートを表示するクライアントアプリの仕様により決定されるものであって、投稿者が自由に設定できるものではなく、投稿者自身も投稿時点では、どのような表示がされるか認識し得ないこと」等を理由に 20 条 2 項の適用を認めた判決として、知財高判令和 4 年 10 月 19 日判時 2575 号 39 頁〔トレース指摘ツイート〕がある。同判決(Twitter)と本判決(Ameba ブログ)の事案の違いとして、トリミングがあくまでもブラウザ画面での表示上のものに過ぎないのか、トリミングされた画像が自動的に作成されて別途保存されるのか(侵害ページ④がこれに当たる)という点を指摘することができようか。

²⁶ 最判令和 2 年 7 月 21 日民集 74 卷 4 号 1407 頁。

²⁷ 上野達弘「リツイート事件」IP ジャーナル 16 号(2021 年)14 頁、山根崇邦「写真画像のリツイートと氏名表示権侵害」法学セミナー 66 卷 3 号(2021 年)39 頁など。

【20】 広島地裁福山支部令和4年12月28日判決(著作権侵害差止等請求事件)
〔事案の概要〕

原告X社は測定工具等の製造販売及び修理を業とする会社であり、クランプ(固定用工具)の販売・修理を行っている。Xはそのウェブサイト上に、Xが修理したクランプを撮影した写真(本件写真)を掲載した。

被告Y社も機械等の販売及び修理を業とする会社であり、そのウェブサイト上に、Xに無断で本件写真に一定の加工(左右反転、回転、コントラスト変更)を施して作成した画像(被告画像)を掲載した。

Xは、Yによる被告画像の作成・掲載が著作権(複製権、翻案権、公衆送信権)の侵害に当たると主張して、自動公衆送信等の差止め、カタログ等の廃棄及び損害賠償を請求した(なお、文章の無断転載も問題となっているが、ありふれた表現であるとして著作物性が否定されていることから、省略する)。

〔判旨〕 請求一部認容

裁判所は、本件写真はXが修理したクランプの修理の仕上がり具合が良好であることを需要者に認識させる目的の写真であり、その被写体の選択、アングル、背景等において一定の創意工夫があり、著作物に該当すると判断した。また職務著作によりその著作権はXに帰属するとした。

そして、多少の修正・変更等があっても表現形式の同一性が実質的に維持されていれば複製に当たると述べ、Yが新たに思想又は感情を創作的に表現したものとはいえないから、被告画像の作成は複製権侵害、ホームページへの掲載は公衆送信権侵害に当たると認めた。

差止請求については、訴状送達後にYがホームページから被告画像を削除し、Xに電話して謝罪もしていることなどから、侵害のおそれがないとして棄却した。

損害賠償請求については、著作権法114条3項に基づき財産的損害を算定し、請求を一部認容した。他方、Xが慰謝料を請求したのに対して、裁判所は、「Xは法人であり、精神的苦痛による慰謝料の発生を観念しうる主体とは認められない」、「財産的損害の賠償がされてもなお填補されない無形の損害が生じたとは認められない」と述べてこれを棄却した。

これに対しXが控訴した。控訴審(広島高裁令和5年7月5日判決)は控

訴を棄却した。控訴審においてXは、画像や文章のフリーライド被害によって従業員のモチベーションが低下したことを無形的損害と主張した。しかし裁判所は、従業員のモチベーション低下を法人たるXの損害と評価することは困難であると判示してこれを退けた(確定)。

〔コメント〕

インターネット上での写真の無断転載について、財産的損害の限度で損害賠償請求が認められた事案である。本件写真に加工を施して被告画像が作成されたことからすれば、同一性保持権や氏名表示権の侵害も認められそうであるが、Xは著作者人格権侵害の主張をしていない。その主張があれば、慰謝料請求も認められた可能性がある。

(3-2) 発信者情報開示請求事件²⁸

【21】名古屋地裁令和4年10月7日判決(発信者情報開示請求事件)

BitTorrentを用いてレコード3曲を送信可能化した発信者を特定すべく、レコード会社2社が経由プロバイダに対して発信者情報開示請求を行った事案である²⁹。被告は、原告らが調査に利用したP2P FINDERというシステムの信頼性について争ったが、同システムはプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の認定を受けていることを理由に信頼性が認められ、開示請求が認容された(確定)。

【22】津地裁令和4年10月31日判決(発信者情報開示請求事件)

【21】と同様、BitTorrent利用者について、レコード会社2社が経由プロバイダに対して発信者情報開示請求を行った事案である。特に争いな

²⁸ 最判令和6年12月23日民集78巻6号1445頁の第一審である奈良地葛城支判令和4年10月6日民集78巻6号1463頁では、開示請求の根拠として著作権侵害を含む複数の権利侵害が主張されたところ、裁判所は肖像権侵害を認めて請求を認容した。判決において著作権侵害の成否に言及されていないことから、本稿では取り上げない。

²⁹ BitTorrent利用者に係る発信者情報開示請求事件は近時急増している。その動向については谷川和幸「BitTorrentに関する発信者情報開示請求訴訟の動向」NBL1293号(2025年)91頁及び同「近時のBitTorrent関連発信者情報開示請求事件の論点」SOFTIC Law Review 2巻2号(2025年)8頁を参照。

く原告らの主張が認められ、開示請求が認容された(確定)。

【23】札幌地裁令和4年12月13日判決(発信者情報開示請求事件)

〔事案の概要〕

原告Xは本件写真の著作者・著作権者である。氏名不詳のTwitter利用者(本件発信者)は、Xに無断で、本件写真をTwitterに投稿した。XはTwitter社を債務者とする仮処分決定により、Twitter社からログイン時IPアドレス等の開示を受けた。そこでXは次に、経由プロバイダである被告Y社に対して、裁判外で開示請求を行った。しかし1週間後、YはXに対し、開示拒絶の通知をした。この開示拒絶の判断をするに際して、Yは本件発信者に対する意見聴取(令和3年改正後のプロバイダ責任制限法6条1項)を行っていない。

Xは本訴を提起し、Yに対して本件発信者に係る発信者情報の開示を請求するとともに、Yの開示拒絶によって精神的苦痛を受けたとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

本件の主たる争点は、Yが本件発信者に対する意見聴取を怠って開示拒絶をしたことが不法行為に該当するか否かである。

〔判旨〕発信者情報開示請求を認容、損害賠償請求を棄却

裁判所はまず発信者情報開示請求について検討し、本件発信者が本件写真のデッドコピーをTwitterのサーバに保存したことから、複製権と公衆送信権の侵害が明らかであるとし、プロバイダ責任制限法5条2項に基づき開示請求を認容した。

次に不法行為に基づく損害賠償請求について、開示関係役務提供者は故意又は重大な過失がある場合でなければ開示拒絶を理由に賠償責任を負わないとする同法6条4項本文の適用を検討した。そして最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁も参照し、本件において裁判外請求を受けたYは、本件写真が写真の著作物に当たるか、Xは著作権者か、権利制限規定の適用はないか等について適切に事実認定及び法的評価を行った上で判断する必要があるところ、そのような判断はYにとって必ずしも容易ではないことから、結果的にYの開示拒絶という判断が誤っていたとしても、故意・重過失は認められないと判示した。

またYが意見聴取を怠ったことがXとの関係で不法行為に該当するか否かについて、次のように判示した。プロバイダ責任制限法6条1項は、「開示関係役務提供者が発信者に対して契約上又は条理上の善管注意義務を負い、その帰結として、発信者の正当な利益を保護するため、開示請求があった場合には発信者に対して意見を聴くべきであることを確認的に規定したものであると解される。そうだとすれば、開示関係役務提供者が意見聴取を行っていたら、直ちに発信者の同意を得ることができ、発信者情報を開示することができたといえるような特段の事情がない限り、開示関係役務提供者が意見聴取を怠ったとしても、開示請求者との関係で不法行為責任を負うことはない」と解するのが相当である。

本件では、提訴後に意見聴取をして同意を得られなかったことから、裁判外請求の時点で直ちに同意が得られたという特段の事情はないと判断し、結論として、Xの損害賠償請求を棄却した(確定)。

〔コメント〕

裁判外で発信者情報開示請求を受けた開示関係役務提供者が発信者に対する意見聴取を怠ったことが、開示請求者との関係で不法行為に該当するかが争われた事例である。裁判所はプロバイダ責任制限法6条1項はあくまでも開示関係役務提供者と発信者との間の契約上又は条理上の善管注意義務を具体化した確認規定にすぎず、この懈怠があったとしても開示請求者との関係では原則として不法行為となることはないとの解釈を示した。

なお本件は、問題の投稿が行われた時点と口頭弁論終結日との間で令和3年プロバイダ責任制限法改正の施行日を跨いでいる事案であるが、新法と旧法のいずれを適用するかは問題となっていない(裁判所は特に説明なく新法を適用している)。

(4) 商標法に関する事件(2件)

次に商標法に関する事件を判決年月日順に紹介する。

【24】福岡地裁令和4年1月14日判決(標章使用禁止等請求事件)

〔事案の概要〕

原告X社は「体育会」の標準文字からなる本件商標(登録第5177082号)

の商標権者である。その指定役務は35類(求人情報の提供など)及び41類(セミナーの企画・運営又は開催など)である。Xは学生向けの合同就職説明会を開催するなどして学生の就職支援を行っている。その広告に「体育会学生採用企画」と掲載しているほか、ウェブサイトに「体育会ナビ」「体育会合同会社説明会」と記載して本件商標を使用している。

被告Y社も学生向け就職ガイダンスの実施や就職情報サイトの運営等を行っている。その広告に「体育会学生採用企画」「体育会が変える。」「体育会限定のイベントを開催」などと記載して、「体育会」という標章(被告標章)を使用している。

Xは、Yが被告標章を使用して就職説明会の広告を行うなどの行為が商標権侵害に当たるとして、商標法36条1項及び2項に基づき標章使用の差止め及びポスター等の廃棄を請求するとともに、民法709条及び商標法38条2項に基づき損害賠償を請求した。これに対しYは、「体育会」を自他役務識別標識として使用していない(商標法26条1項6号)、体育会学生を対象とするという質(内容)の表示である(同項3号)、Xの商標権は無効である(同法3条1項3号該当)等と反論した。

〔判旨〕請求棄却

裁判所はまず、「体育会」が「大学の運動部やスポーツに関連する公認サークルなどが連合して組織する学生自治会」(デジタル大辞泉)を意味する言葉であり、複数の事業者が「体育会学生向け」などの文言を使用していることを指摘した。そして、Yも大学の運動部等が組織する団体に所属する大学生を対象として就職支援サービス等を企画・提供し、その対象者を示す呼称として、「体育会」ないし「体育会学生」という文言を使用しているにとどまり、「体育会」を自他識別機能を有する標識として使用しているわけではない(Yが自他識別標識として使用している標章は別に存在する)と判示した。

Xの広告においても、「体育会ナビ」やXの会社名が識別標識であって、「体育会」のみでXの役務を指し示しているとは認め難いことから、Yが被告標章を使用しても出所がXであるとの誤認混同を生じさせるおそれは低く、商標法26条1項6号の適用が認められるとしてXの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したが、控訴審(福岡高裁令和4年8月3日判決)は

原判決を引用して控訴を棄却した(確定)。

〔コメント〕

商標的使用に当たらないとされた一事例である。

【25】神戸地裁令和4年4月22日判決(商標権侵害行為差止等請求事件)
〔事案の概要〕

家族経営の事業の一部が分離・独立したことに伴う商標使用権限の所在が問題となった紛争であり、込み入った事情があるが、簡略化して紹介する。

原告X社の代表者と被告Y社の代表者は兄弟であり、もともと両者の母Aが甲(仮名)の名称で明石焼きの販売事業を創始した。Aの夫(つまりXY各代表者の父)は当時、Yの代表者であり、Aの事業は次第にYの事業の一部として行われるようになった。こうして約30年間、A・Yは甲の名称を使用して明石焼き等を販売する飲食事業を行ってきた。

X社代表者ももともとはYで勤務していたが、Aから独立を勧められ、妻とともに新会社Xを設立した。Xは設立直後に、甲の名称とタコの絵柄からなる標章について商標登録出願を行い、登録された(原告商標。その指定商品は30類(たこ焼き、明石焼きなど)、指定役務は43類(飲食物の提供)である)。この標章は、Yがそれまで20年以上店舗で使用してきたものである。

XはYの店舗の近隣に明石焼き等を販売する店舗を開設して営業を開始した。その近隣では従前どおりYが営業しており、その店舗において原告商標と同一又は類似の各標章(被告各標章)が使用されている。

そこでXはYに対し、①Yによる被告各標章の使用が商標権侵害又は不正競争防止法2条1項1号の不正競争に当たると主張して、Y店舗における営業活動について被告各標章を使用すること等の差止めと損害賠償を請求し、②予備的に、Yに先使用権が認められる場合には、商標法32条2項に基づく混同防止表示付加請求を行った。その請求内容は次のとおり(一部簡略化している)。

「Yは、被告各標章及び『甲』の標章を、Y店舗の看板、暖簾、窓ガラス及び同店舗において販売する商品又はその容器、包装若しくは宣伝用

カタログに使用する場合には、これらの標章と一体化し、かつこれらの標章の文字フォントサイズのポイント数の半分以上のポイント数の文字フォントを用いて『当店は、当店南側〇〇通りに所在する「〇〇〔Xの商号〕」が営業する「甲」とは営業上、組織上関係ありません。』との文字を表示せよ。」

本件の主たる争点は先使用権の成否と混同防止表示付加請求の可否・内容である。

〔判旨〕混同防止表示付加請求を一部認容

1. 先使用権の成否(商標法 32 条 1 項)

裁判所は、Y が X による原告商標の出願日以前から自己の商品・役務について二十数年間にわたり被告各標章を使用してきたこと及び Y は単に従前と同様の標章を使用し続けただけで不正競争の目的はないことを指摘した上で、先使用権を認めるに足りる周知性の程度について、「取引の実情に応じ、具体的に判断されるべきものであり、先使用権を主張する側の標章の出所が商標権者と使用者との間で競合し得る需要者のうち相当部分に知られていることを要すると解すべきである」との基準を示した。本件では、両方で競合し得る需要者は明石市周辺の兵庫県南部を中心に存在するとされた。そして、Y はテレビ取材を受け、関西全域に放映されるテレビ番組に A が出演したこともあること、インターネット上のグルメサイトでも良い評価を得ていることなどから、被告各標章は Y の商品・役務を表示するものとして相当程度広域に知られていたとして周知性を認め、Y には先使用権が成立すると判断した。

同様に不正競争防止法の適用除外(19 条 1 項 3 号(当時。現 4 号))が認められるとして、差止め及び損害賠償請求を棄却した。

2. 混同防止表示付加請求(商標法 32 条 2 項)

他方、両者の店舗が地理的に近接し、各標章も同一又は類似であり、商品・役務も同一であることから、混同防止表示付加請求が認められると判断した。もっとも、X の請求内容は Y 店舗の外観を大きく変動させ、消耗品にも逐一表示させることで長期間にわたって過分の費用を要することになるから不相当であるとし、次の主文の限度で請求を一部認容し

た(確定)。

「被告は原告に対し、別紙1 被告店舗目録記載の店舗外側から、その営業中に見える位置(高さ地上50cmないし100cmの範囲内)において、『当店は、当店南側〇〇通りに所在する「〇〇〔原告の商号〕」が営業する「甲」とは営業上、組織上関係ありません。』との文言を、A4版の紙に36ポイント以上の文字フォントを用いて表示せよ。」

〔コメント〕

内部分裂型の商標紛争において、もともと使用していたYに先使用権が認められる一方、Xによる混同防止表示付加請求が一部認容されるという極めて珍しい結果となった事例である。Xによる原告商標の出願はいわゆる悪意の出願に当たる可能性があるが、Yは商標法4条1項7号や19号などに基づく無効の抗弁を全く主張していない。

(5) 特許法に関する事件(2件)

最後に特許法に関する事件を紹介する。「特許権……に関する訴え」は民事訴訟法6条1項によって東京地裁又は大阪地裁の専属管轄とされていることから、その他の地方裁判所の知財判決を調査対象とする本研究において特許法に関する事件に遭遇することは想定していなかった。実際、令和元年以降の知財判決を調査する中で、特許法に関する事件に遭遇したのは本年が初めてである³⁰。本年は特許法に関する事件が2件あり、うち1件(【26】)は同項違反を理由に控訴審で取り消されている。

³⁰ ただし谷川・前掲注1(令和元年)【9】番は、特許権者Aが原告Xの関係者に対して、Xが用いる工法がAの特許権を侵害する可能性があるとして述べたことが信用毀損行為(不正競争防止法2条1項21号)に当たるとして、Xが大分地裁に提訴した事件であった。類型的抽象的には特許権侵害の成否という専門技術的事項の判断が必要となることが想定される事案ではあるが、特許権侵害の成否は争点とならず、むしろ特許権侵害に当たらないことを前提に、当該発言が実際にあったかどうかという事実認定が主たる争点となった。第一審の大分地裁も控訴審である福岡高裁も管轄の点には何ら触れずに本案判決をし、最終的に最高裁の上告棄却・不受理決定によって確定した。

【26】神戸地裁令和4年3月24日判決(損害賠償請求事件)

判例時報2577号92頁及び各種商用データベースに掲載されている判決であり、簡単な紹介にとどめる。

原告Xは被告Y(公益財団法人)との間で、Yに研究を委託する契約(本件契約)を締結した。この研究の過程で、Yの研究者により化合物の新たな合成方法が発明された(本件発明)。この研究者がXとの協議に応じず、本件発明の特許を単独出願したことが本件契約上の債務不履行に当たるとして、XがYに対して損害賠償を請求する訴えを提起した。Yの普通裁判籍の所在地の裁判所である神戸地裁は管轄について特段の判断をすることなく、Yに債務不履行は認められないとしてXの請求を棄却した。

これに対しXが控訴したところ、大阪高裁は管轄違いを理由に原判決を取り消し、事件を大阪地裁に移送した³¹。大阪高裁はその理由として、民事訴訟法6条1項によれば「特許権……に関する訴え」は東京地裁又は大阪地裁の専属管轄であるところ、ここには「特許権そのものでなくとも特許権の専用実施権や通常実施権さらには特許を受ける権利に関する訴えも含んで解されるべきであり、また、その訴えには、前記権利が訴訟物の内容をなす場合はもちろん、そうでなくとも、訴訟物又は請求原因に関係し、その審理において専門技術的な事項の理解が必要となることが類型的抽象的に想定される場合も含まれるものと解すべきである」と判示した。その上で、特許を受ける権利が本件の請求原因に関係していることや、本件発明が受託研究の成果物に含まれるかという専門技術的事項に及ぶ判断をすることが避けられないことなどを挙げ、本件は「特許権……に関する訴え」に該当すると判断した。

【27】さいたま地裁川越支部令和4年8月5日判決(貸金返還請求本訴反訴事件)

〔事案の概要〕

原告X社は医療機器の販売、食品検査等を目的とする会社、被告Y1社は医療検査用細菌培養資材の製造販売等を目的とする会社、被告Y2はY1の代表取締役である。

³¹ 大阪高判令和4年9月30日判時2577号85頁。渡部佳寿子「特許権に関する訴えの管轄」L&T106号(2025年)24頁も参照。なお移送後の大阪地裁の判決は、大阪地判令和6年11月7日裁判所ウェブサイト(令和4年(ワ)第9696号等)である。

XとY1は、食品に含まれる大腸菌等を検査するための検査管の培地を自動検出するための装置(本件装置)を共同開発することを内容とする本件システム共同開発契約を締結した。同契約において、Y1が本件装置の仕様を決定し、Xがその仕様を基に開発を行うこと、それぞれ自己の開発に要する費用を負担すること、開発された製品の所有権、著作権及び一切の知的財産権はY1のものとする等の規定が定められた。

Y1が負担する開発費用についてはXが一時的に貸し付けるというスキームが組まれた(Y2はY1の連帯保証人となった)。しかしY1による本件装置の開発が進まず、貸付金についても約定通り返済することができず、Xの全面的な費用負担の下に開発を進めざるを得ない状況となっていた上、窮状にあったYらはXに追加の融資を求めることとなった。このような経過の中で、Y2からXに特許を受ける権利を譲渡する旨の合意がなされた。最終的に本件装置に係る発明は、Y2とX代表者を発明者として出願され、Xに特許権が設定登録された。

XはYらに対して上記貸付金の返済を請求する本訴を提起した。これに対しY2は、開発にY2が関与して登録された特許権はY2に帰属すべきなのにXが特許権を取得したとして、対価相当額を本訴請求と相殺した残額の支払いを求める反訴を提起した。

〔判旨〕本訴請求全部認容、反訴請求棄却

裁判所は反訴請求について、本件システム共同開発契約において権利の帰属主体についてはY1と定めて契約が締結されたことは明らかであって、権利がY2に帰属するというY2の主張はこの点で既に理由がないと判示して反訴請求を棄却した(確定)。

〔コメント〕

共同開発が予定通りに進展しない中で、(上記では紹介を省略したものを含め)様々な手当てがなされ、その一環として特許を受ける権利の譲渡がされたという事案である。Y2の反訴請求の根拠には不明瞭な点があるものの、特許を受ける権利の帰属が関係していることは確かであり、仮に本件装置の内容やY2の貢献といった専門技術的事項に及ぶ判断をする必要があったとすれば、本件は「特許権……に関する訴え」(民事訴訟法 6

条1項)に該当する可能性がある。ただし管轄のないさいたま地裁川越支部に反訴を提起することはできず(民事訴訟法146条1項1号)、Y2は東京地裁に別訴を提起する必要があったこととなろう。

3. おわりに

未公開判決の中に法的に重要な判断をしたものが埋もれているのではないかと、との問題意識から始めた本研究であるが、令和4年の知財判決を対象とした本稿の調査でも、いくつかの重要な判決の存在を知ることができた。

とりわけ、「営業秘密を示された場合」の解釈が問題となった【8】や、動画内の短いナレーションが実演に該当しないとされた【16】、著作権保護期間が満了したことを確認するために提起した確認訴訟が訴えの利益を欠く等の理由で却下された【18】、ブログサービスの仕様によって生じる画像のトリミングについて利用者が侵害主体であるとされた【19】、内部分裂型の商標紛争において混同防止表示付加請求が認められた【25】などは、公開されて批判的な検討の俎上に載せられることで学界の議論のさらなる発展の契機ともなり得る判決であるように思われた。

民事訴訟のデジタル化を内容とする改正民訴法が令和8年5月21日に施行され、判決書は電磁的記録である電子判決書として作成されることとなった(同法252条)。今後は法務大臣の指定を受けた法人³²が最高裁判所から電子判決書の提供を受け、それを加工して作成した仮名加工民事裁判情報を利用者に提供する業務を行うこととなる(民事裁判情報の活用促進に関する法律第6条・7条参照³³)。本稿で紹介したような、参照価値が高いにもかかわらずこれまでは人知れず埋もれていた判決が今後は容易に入手可能となることで、法学研究のさらなる発展が期待される³⁴。

[付記] 本研究は JSPS 科研費 24K04681 の助成を受けたものである。また、草稿段階で山根崇邦教授から貴重なご指摘をいただいた。記して感謝申し上げる。

³² 令和8年4月10日に公益財団法人日弁連法務研究財団が指定された。

³³ ただしいずれの規定も現時点では未施行であり、令和9年5月までに施行される。

³⁴ 課題の指摘も含めて、ジュリスト1622号(2026年)13頁以下の特集「民事裁判情報データベースの活用に向けて」所収の諸論稿を参照。